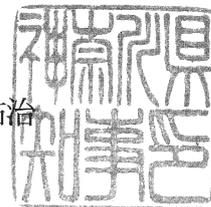


水 第 2750 号
令和8年1月15日

神奈川県漁業調整委員会
会長 櫻本 和美 様

神奈川県知事 黒岩 祐治



くろまぐろ（大型魚）に関する令和7管理年度における神奈川県知事管理
漁獲可能量の変更について（諮問）

このことについて、漁業法第16条第1項の規定により定めた知事管理漁獲可能量を別紙のとおり変更したいので、同条第5項で準用する同条第2項の規定により、貴委員会の意見を求めます。



くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和7管理年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量を次のとおり変更したので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和8年 月 日

神奈川県知事 黒岩祐治

第一 くろまぐろ（小型魚） 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量
65.2 トン

2 知事管理区分に配分する数量等

都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量のうち4.8トンを留保とし、残りを次の通り知事管理区分に配分する。

知事管理区分	配分する数量
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4月から6月まで）	1.0 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7月から9月まで）	1.5 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10月から12月まで）	8.5 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1月から3月まで）	6.3 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（4月から6月まで）	4.9 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（7月から9月まで）	10.0 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（10月から12月まで）	17.5 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（1月から3月まで）	10.7 トン

第二 くろまぐろ（大型魚）

1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量
32.7 トン

2 知事管理区分に配分する数量

都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量のうち0.5トンを留保とし、残りを次の通り知事管理区分に配分する。

知事管理区分	配分する数量
神奈川県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業	24.1 トン
神奈川県くろまぐろ（大型魚）定置漁業	8.1 トン

くろまぐろに関する令和7管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量 新旧対照表

変 更 後	変 更 前												
<p>くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に関する令和7管理年度(令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間をいう。)における漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量を次のとおり変更したので、同条第4項の規定に基づき公表する。</p> <p><u>令和8年 月 日</u></p> <p style="text-align: right;">神奈川県知事 黒岩祐治</p> <p>第二 くろまぐろ(大型魚)</p> <p>1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 32.7トン</p> <p>2 知事管理区分に配分する数量 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量のうち <u>0.5</u> トンを留保とし、残りを次の通り知事管理区分に配分する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>知事管理区分</th> <th>配分する数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神奈川県くろまぐろ(大型魚)漁船漁業</td> <td><u>24.1</u> トン</td> </tr> <tr> <td>神奈川県くろまぐろ(大型魚)定置漁業</td> <td><u>8.1</u> トン</td> </tr> </tbody> </table>	知事管理区分	配分する数量	神奈川県くろまぐろ(大型魚)漁船漁業	<u>24.1</u> トン	神奈川県くろまぐろ(大型魚)定置漁業	<u>8.1</u> トン	<p>くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に関する令和7管理年度(令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間をいう。)における漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量を次のとおり変更したので、同条第4項の規定に基づき公表する。</p> <p><u>令和7年10月16日</u></p> <p style="text-align: right;">神奈川県知事 黒岩祐治</p> <p>第二 くろまぐろ(大型魚)</p> <p>1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 32.7トン</p> <p>2 知事管理区分に配分する数量 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量のうち <u>3.0</u> トンを留保とし、残りを次の通り知事管理区分に配分する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>知事管理区分</th> <th>配分する数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神奈川県くろまぐろ(大型魚)漁船漁業</td> <td><u>22.6</u> トン</td> </tr> <tr> <td>神奈川県くろまぐろ(大型魚)定置漁業</td> <td><u>7.1</u> トン</td> </tr> </tbody> </table>	知事管理区分	配分する数量	神奈川県くろまぐろ(大型魚)漁船漁業	<u>22.6</u> トン	神奈川県くろまぐろ(大型魚)定置漁業	<u>7.1</u> トン
知事管理区分	配分する数量												
神奈川県くろまぐろ(大型魚)漁船漁業	<u>24.1</u> トン												
神奈川県くろまぐろ(大型魚)定置漁業	<u>8.1</u> トン												
知事管理区分	配分する数量												
神奈川県くろまぐろ(大型魚)漁船漁業	<u>22.6</u> トン												
神奈川県くろまぐろ(大型魚)定置漁業	<u>7.1</u> トン												

下線部が変更箇所